

I. 明治の開墾 一七栄・十倉一

1. 開墾事業の発端

近世（江戸時代）に内野牧・高野牧として利用されてきた富里の大地は、近代に入るとまもなく、政府の政策によって開墾（下総牧開墾）が行われ、七栄・十倉の地が畑作村落として生まれ変わることになります。

明治維新の改変によって、東京府下には下級武士、武家屋敷の奉公人、武士に密着した職業に従事していた者などが次々と失業し、また、維新以前に農村では生活のできないため江戸で職を得ようとしたものの正業に就くことが適わない者も大勢居り、当時の社会不安の原因ともなっていました。

一方、明治新政府は成立当初から、欧米先進国に並んで自立した近代国家を築くという目的の下、その基盤となる産業の興隆を重点課題としていました。つまり、下総牧の開発事業は、社会不安の原因である失業者の救済と荒蕪地の耕地化という一石二鳥の政策だったのです。

明治元（1868）年9月には、明治政府は「授産方」という役職を設置して、失業者対策を行わせました。一部の人達を役所の下働きに採用したり、手仕事を習得させたりしましたが、それには限度があって対策にはほど遠いものでした。そこで考えられた方策の一つが広大な下野牧を開墾地とし、そこへ府下の「窮民」を移住させて開墾を行うという計画でした。明治元年12月には東京府下の「富民」に対して開墾への出資を勧める布達が出されましたが、この布達によって直ぐに具体的な動きがおきたわけではありませんでした。

その理由としては、東京の失業者等を移住開墾させるためには、まずその数を把握する必要がありました。失業者の多くは当時の諸記録に「無籍無産ノ窮民」とあるように、東京の戸籍帳に掲載されていない場合が多くあったのです。戸籍調査が始まってまもなく、政府は東京府に対して市中無産の徒を下総小金原に移して開墾に従事させる方針を明確に打ち出しました。ところが、戸籍改正のことが布告されると、無籍者の中には東京から追放されてしまうのではないかと勘違いをし、不正の戸籍を言うものも出るような状態になってしまったのです。

このため政府は、今回の戸籍調べは無籍困窮の人を正業に就かせるために行うものであり、偽りの戸籍を述べたり、あるいはいたずらに恐れたりすることのないようにとの町触れを出しました。

一方、明治2年3月17日に、政府は佐倉藩主などに対して「領民中開墾に反対する者のないよう尽力せよ」という達しを出しました。また、葛飾県には「牧士達が旧習になずみ、あるいは眼前の利益に迷って反対することのないように知らせよ」との

達しを出しています。これは従前の佐倉藩が牧馬の払い下げや牧地周辺からあがる租税で利益を得ていたため、今回の開墾計画に乗り気ではないことへの牽制であったと考えられ、牧士への注意は開墾によって牧士の活躍の場が失われ、かつ野馬払い下げなどの余禄を失うことから牧存続の嘆願を政府に行っていたためでした。

2. 開墾局の設置と開墾会社の設立

牧周辺の藩や牧士などを牽制する一方で、東京府は開墾の事務を取り扱う役所の独立を企てており、政府に開墾局を設置するように上申しました。

4月22日には東京府権大参事で、開墾施策に意のあった北島時之助が民部官へ「開墾事業は大事業であるため、東京府の一役職では荷が重く、他の藩県へも命令権を有する機関を設置することが必要である」との意味の申請を行い、これに加えて16条からなる開墾方法、計画などを記した「下総牧々開墾大意」を別紙として付けました。

それによると、まず富裕の商人などに資金を出させて開墾会社を設立し、窮民はその会社に渡して開墾事業を進めるというものでした。この計画の中には、印旛沼へ通船堀を掘って水利の助けとし、かつその土砂で内彎の北部分を干拓するという壮大な計画も織り込まれていました。

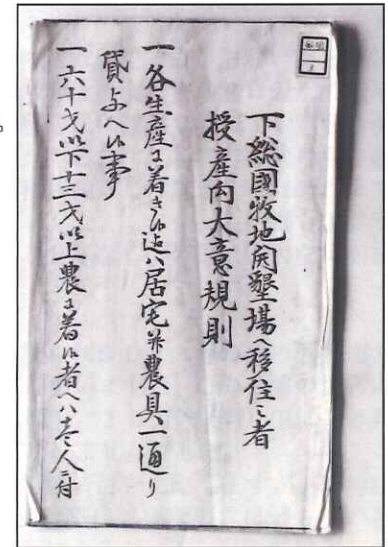


図1 「下総牧開墾大意規則」

5月4日には北島は下総開墾局知事兼勤を言い渡され、同時にこの開墾事業が民間人からなる開墾会社に出資経営させるが、格別の大事業であるため、家作料として先金札20万両を貸し与るとの達しが出されました。

これにより開墾局は開墾会社の設立を進め、東京府下の商人などに出資を呼びかけました。出資者は東京の富豪に絞られ、135人からなる会社が設立されました。会社には約束通り、政府から20万両無利子、10年返済で貸付が行われました。



図2 「窮民授産開墾規則」